

大学コンソーシアム富山規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、大学コンソーシアム富山（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(組織)

第2条 コンソーシアムは、富山県内に所在する高等教育機関（学校教育法第1条に規定する「大学」及び「高等専門学校」をいう。以下同じ。）をもって組織する。

(事務局)

第3条 コンソーシアムの事務局を富山市内に置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置き、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、運営協議会の議を経て会長が定める。

(目的)

第4条 コンソーシアムは、県内に所在する高等教育機関の相互の協力により、研究、教育等の連携を推進し、もって地域社会との繋がりや相互の結びつきを深め、教育研究のさらなる向上に寄与するとともに、それぞれの機関の知的資源を有効に活用して地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の連携事業を行うことができる。

- (1) 教育及び研究に関する事業
- (2) 学生間交流に関する事業
- (3) 地域との交流及び地域貢献に関する事業
- (4) 情報発信、広報に関する事業
- (5) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第2章 役 員

(役員の種類及び選任)

第6条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、第2条に規定する高等教育機関の学長及び校長の中から第9条の運営協議会において選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、コンソーシアムの会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第8条の2 コンソーシアムに顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員が推薦し、次条に規定する運営協議会において選任する。
- 3 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 運営協議会

(構成)

第9条 運営協議会は、第2条に規定する高等教育機関の学長及び校長をもって構成する。

(機能)

第10条 運営協議会は、この規約に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を審議する。

- (1) コンソーシアムの運営に関する重要事項
- (2) 役員を選任に関する事。
- (3) コンソーシアムの予算の決議及び決算の承認に関する事。

(招集)

第11条 運営協議会は、会長が招集する。

- 2 運営協議会は、原則として年2回開催するものとし、特に必要のある場合には随時開催する。

(議長)

第12条 運営協議会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第13条 運営協議会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第14条 運営協議会の議事は、出席者の過半数で決する。

- 2 運営協議会を招集する暇がないと認める場合は、会長は、構成員に対し、書面により賛否を求め、運営協議会の議決に代えることができる。

(意見の聴取)

第15条 運営協議会が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(部会)

第16条 運営協議会は、連携事業の円滑な遂行を図るために部会を設けることができる。

(部会の主管)

第17条 部会を主管する高等教育機関は運営協議会が指定する。

(部会の構成員)

第18条 部会の構成員は、各高等教育機関から選出された教員及び事務局職員をもって充てる。

(部会長)

第19条 部会長は、部会を主管する高等教育機関の教員をもって充てる。

(部会の所掌事務等)

第20条 部会は、運営協議会から示された連携事業の企画、立案及び実施を担当する。

- 2 部会が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。
- 3 部会は、適宜、検討内容及び実施案を運営協議会に報告しなければならない。

(部会の廃止)

第21条 運営協議会は、部会の目的が終了したと認めたときは、これを廃止する。

第4章 経理

(経理)

第22条 コンソーシアムの連携事業の実施に要する経費は、事業分担金、助成金、その他の収入をもって充てることができるものとする。

2 前項の事業に係る予算及び決算は、運営協議会の承認を得なければならない。

3 事業分担金の額は、運営協議会において審議・決定するものとする。

(会計年度)

第23条 コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

第24条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

2 コンソーシアムの設立当初の役員は、第6条第2項の規定にかかわらず、設立総会の議決により選任するものとする。

3 コンソーシアムの設立初年度の予算は、第22条第2項の規定にかかわらず、設立総会の議決により承認を得るものとする。

4 コンソーシアム設立前の富山県大学連携協議会に属した権利義務の一切は、コンソーシアムが継承する。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。